

東京都北区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年一月十一日

東京都北区長  
花川 與 惣 太

東京都北区規則第一号

東京都北区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成十三年三月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から第二号様式の二まで、第五号様式から第七号様式の二まで、第九号様式（表）及び第九号様式の二（表）中「㊤」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年一月十八日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区規則第二号

東京都北区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都北区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年六月  
東京都北区規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

第五条第一項中「次の各号に掲げるもの」を「申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第六条第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる基準に適合するところが確認できる図書で、区長が必要と認める図書」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「次の各号に掲げるもの」を「前項の図書を添付する場合において、省令第二条第一項に掲げる図書のうち区長が不要と認める図書」に改め、同項各号を削る。

第六条の次に次の一条を加える。

（自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る事項）

第六条の二 法第六条第一項第四号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであることについての基準は、建築をしようとする住宅が立地する地域における自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮の観

点から、区長が別に定めるところによるものとする。

第七条第一項中「認定申請又は変更認定申請」を「第五条第一項から第五項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請（以下「認定申請」という。）又は法第八条第一項の規定に基づく変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）」に改め、同条第二項中「建築基準法施行令」の下に「（昭和二十五年政令第三百三十八号）」を加える。

別記第五号様式中「~~附則~~」を「~~附則~~」に改める。

#### 付 則

##### （施行期日）

1 この規則は、令和四年二月二十日から施行する。

##### （経過措置）

2 この規則による改正前の東京都北区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第三条第二項及び第五条第二項第二号の規定は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請については、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区長期優良住宅の普及

の促進に関する法律施行細則別記第五号様式による用紙で、現に残存するものは、  
所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年一月十八日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区規則第三号

東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一東京都北区滝四もみじクラブ第一及び東京都北区谷端こどもクラブの項中「四〇」を「八〇」に改め、同表東京都北区王子東育成室の項を削り、同表東京都北区王子っ子クラブ第三の項の次に次のように加える。

東京都北区王子っ子クラブ第四	四〇
東京都北区王子っ子クラブ第五	四〇

別表第一東京都北区ふたばクラブの項中「四〇」を「七〇」に改め、同表東京都北区滝四もみじクラブ第三の項中「四〇」を「六〇」に改める。  
別表第二中

東京都北区荒川ふじクラブ
--------------

を

東京都北区赤羽こどもクラブ第一

東京都北区赤羽こどもクラブ第二

東京都北区赤羽こどもクラブ第三

第三豊島学童クラブの項の次に次のように加える。

東京都北区桐ヶ丘郷っ子クラブ第一

東京都北区桐ヶ丘郷っ子クラブ第二

東京都北区桐ヶ丘郷っ子クラブ第三

別表第二東京都北区風の子クラブの項の次に次のように加える。

東京都北区王子っ子クラブ第一

に改め、同表東京都北区



(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 利用申請その他学童クラブの利用のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則別記第一号様式及び第七号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区附属機関の会議における審議等の特例に関する条例第三条に規定する  
適用期間を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年一月二十日

東京都北区長  
花川 與 惣 太

東京都北区規則第四号

東京都北区附属機関の会議における審議等の特例に関する条例第三条に規定する適用期間を定める規則の一部を改正する規則

東京都北区附属機関の会議における審議等の特例に関する条例第三条に規定する適用期間を定める規則（令和二年十一月東京都北区規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から、施行日以後初めて「を削り、「感染が拡大していると思われる／感染の再拡大の危険性が高いと思われる」を「大規模な感染拡大が継続している／感染の再拡大の危険性が高いと思われる」に変更された日から、同日以後初めて当該総括コメントが「大規模な感染拡大が継続している／感染の再拡大の危険性が高いと思われる」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

一部を改正する規則を公布する。  
東京都北区押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則の

令和四年一月二十八日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区規則第五号

東京都北区押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則

東京都北区押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則（令和三年十一月東京都北区規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第六十九条のうち、東京都北区建築基準法施行細則（昭和五十八年四月東京都北区規則第十二号）別記第十一号様式及び第十一号様式の二の改正規定中「及び第十一号様式の二」を削り、同改正規定の次に次のように加える。

別記第十一号様式の二中「㊦」を削り、

「2 工事監理者又は工事の施工者の氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合において、押印を省略できず。

3 工事監理者及び工事施工者は、本報の記載内容と確認済証及び設計図書等が整合して工事施工者から十分確認して記入してください。」

「2 工事監理者及び工事施工者は、本報の記載内容と確認済証及び設計図書等が整合して工事施工者から十分確認して記入してください。」

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

一部を改正する規則を公布する。  
東京都北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の

令和四年一月二十八日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第六号

東京都北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則

(昭和五十四年五月東京都北区規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「第五十九条の二第一項」の下に「、第六十七条第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号」を加え、同項第八号中「第八十五条第四項又は第五項」を「第八十五条第三項、第五項又は第六項」に改め、同項第十三号中「第三項」を「第五項」に改め、「申請」の下に「又は第十八条第一項に規定する許可の申請」を加え、同項第十八号中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改める。

付 則

この規則は、令和四年二月二十日から施行する。

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年一月三十一日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区規則第七号

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則

東京都北区会計事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

付則第五項中「特別定額給付金給付事業実施要綱（令和二年五月八日二北区戸第五千十二号）第八条ただし書の規定に基づき支給する特別定額給付金」を「次に掲げる給付金」に改め、同項に次の各号を加える。

一 北区住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務実施要綱（令和四年一月十一日三北福健第五千二十七号）第六条第二項第三号の規定に基づき窓口現金受領方式等により支給する生活支援臨時特別給付金

二 令和三年度東京都北区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和三年五月二十八日三北教子子第千四百九十九号）第五条第三号及び第七条第二項第三号の規定に基づき窓口交付方式により支給する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

三 令和三年度東京都北区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（令和三年六月十一日三北教子子第千五百六十一号）第五条第三項第四号及び第七条第三項第三号の規定に基づき窓口交付方式により支給する子育て世帯生活支援

特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）

四 令和三年度東京都北区子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（給付金））支給事務実施要綱（令和三年十二月二十三日三北教子第二千六百四十四号）第五条第三号及び第七条第二項第三号の規定に基づき窓口現金受領方式により支給する子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（給付金））

付則第六項中「第五項」を「第五項各号」に改める。

付則

この規則は、公布の日から施行する。